

河合地区ビジョンづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、「河合地区ビジョンづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称し、通称を「河合2050」という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、生平学区市民ホーム内(岡崎市茅原沢町字上平6-1)に置く。

(目的)

第3条 河合地区住民が主体となって、地区の人びと共通の願いを実現するため、課題の解決やビジョンづくりの構想・計画の策定及び実施など、人びとが住み続けたいと願うまちづくりのための諸活動を推進し、「河合地区が輝き誰もが住みたくなるまち」を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業・活動を行う。

- (1) まちづくりを実践するための研究・協議・企画立案
- (2) 住民又は組織・団体の意見を反映したまちづくり活動
- (3) 関係機関及び行政との連携協働による活動
- (4) 広報及び意見収集を行い地区住民に開かれた活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 協議会の会員は、河合地区に在住する者、若しくはこの会の趣旨に賛同する個人又は団体とする。

2 会員の任期はこの会が解散するまでとし、入会又は退会は、随時行うことができるものとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名

(4) 監事 若干名

(5) その他の役員（必要に応じて） 若干名

（役員を選出）

第7条 役員は、第5条の会員の中から選出する。

2 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。

（役員職務）

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、協議会の会計及び業務の執行状況を監査する。

（顧問）

第9条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が任命する。任期は1年とし再任を妨げない。

3 顧問は、会長の諮問役として、会長に意見具申することができる。また、必要に応じて、会議に出席することができる。

（活動グループの設置）

第10条 協議会に活動の目的に応じて活動グループを設置するものとする。

2 会員は、本人が希望するいずれかの活動グループに所属するものとする。この場合において、活動上必要があると認めるとき、または本人が希望するときは、複数の活動グループに所属することができる。

3 活動グループにリーダー及びサブリーダーを置く。リーダー及びサブリーダーは活動グループ内の会員の中から互選する。ただし、サブリーダーは複数名を可とする。

4 活動グループの名称及び事業内容は、別に定める。

（会議）

第11条 協議会に次の会議体を置く。

(1) 役員会議 第6条の役員をもって構成し、会長が招集する。

(2) 全体会議 全会員をもって構成し、会長が招集する。

(3) 活動グループ会議 各活動グループをもって構成し、リーダーが招集する。なお、必要に応じてグループごとの横断的な会議を行う。

(4) 代表者会議 第6条の役員、活動グループのリーダー及びサブリーダーをもって構成し、会長が招集する。

(5) その他必要に応じて会長が招集した会員をもって行う会議

2 会長は、前項の会議に必要ながあると認めるときは、構成員以外の委員等を出席させることができる。

(会計及び事業年度)

第12条 協議会の会計及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 協議会の経費は、賛助金、寄付金、助成金等の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って定める。ただし、重要な事項は全体会議の承認を得るものとする。

(附則)

1 この会則は、協議会の設立の日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

(附則)

この会則は、令和7年10月26日から施行する。(副会長1名の増)

(附則)

この会則は、令和7年12月1日から施行する。(通称名の改正)

別表

〔第10条関係 「河合2050」活動グループ名称及び事業内容〕

| グループ名 | 主な事業内容 |
|------------------------------|---|
| A 総務・広報部 グループ | <p>(1)庶務、渉外（行政との連携等）</p> <p>(2)活動資金調達（財源確保）</p> <p>(3)進捗状況管理、会員間の情報共有</p> <p>(4)ネットワーク構築・管理</p> <p>(5)まちづくりに関する調査、研究、広報に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信ツール：リーフレット・広報誌・ホームページ、X、LINE等) ・住民アンケートの検討 <p>(6)地区内個店・事業所等の魅力発信、にぎわい創出、協力体制の構築等</p> |
| B 人口創出・拡大 グループ | <p>(1)人口減少の現状と課題解決策と推進（人口の維持、減少幅の縮小、拡大）</p> <p>(2)移住促進、空き家活用</p> <p>(3)市街化調整区域内における集落維持制度の活用検討</p> <p>(4)企業誘致、宅地開発 等</p> |
| C 安全・安心なまちづくり グループ | <p>(1)交通、防犯、防災、に関する課題の発掘と対策推進</p> <p>(2)意識向上啓発活動等の強化</p> <p>(3)防災訓練の情報発信と参加の促進</p> <p>(4)防災防犯に関する知識の普及、啓発及び防災計画に関すること</p> <p>(5)生活インフラ整備 等</p> |
| D 地域包括ケア推進グループ | <p>(1)高齢者の自立支援、支え合いの仕組みづくり</p> <p>(2)高齢者の生きがいに関すること（学区福祉委員会、老人クラブ等）</p> <p>(3)高齢者等の要援護者に対する福祉対策 等</p> |

| | | |
|---|------------------------|---|
| E | 環境・農地保全 グループ | (1)環境・農地・里山保全に関する課題の発掘と対策推進 (2)遊休地、耕作放棄地の活用 (3)ゲンジボタル保存会の在り方 等 |
| F | 未来青少年育生 グループ | (1)小中学校行事への支援、連携 (2)児童、生徒の地域へのかかわり・動機付け (3)外部からの児童の受入れ促進（特認校制度） (4)コミュニティ・スクールについて 等 |
| G | 交流・つながり づくり グループ | (1)住民交流・ふれあい活動の現状把握、企画、実行の支援（神社行事、盆踊り、子ども食堂、読み聞かせ、子供会行事、その他年中行事、新たなイベント企画など） (2)伝統・文化の継承 (3)子供会、女性部、老人クラブ等の在り方 (4)(1)公共施設の活用の拡大・促進（学区市民ホーム、学区こどもの家、町公民館など） 等 |

[第6条関係 役員等]

| 役職 | 氏名 | 町内会 | 備考 |
|-----|------|-----|----|
| 会長 | 蒲野洋二 | 秦梨 | |
| 副会長 | 鈴木雅良 | 生平 | |
| 副会長 | 杉田広喜 | 生平 | |
| 副会長 | 川澄里花 | 秦梨 | |
| 副会長 | 山岡由美 | 生平 | |
| 会計 | 倉橋孝光 | 秦梨 | |
| 監事 | 栗生勇嗣 | 才栗 | |
| 監事 | 杉田勝志 | 生平 | |